

平成 19 年度 公益法人に関する年次報告

概 要



平成 19 年 7 月

総 務 省

平成19年度 公益法人に関する年次報告〈概要〉

公益法人に関する年次報告は、平成8年9月の閣議決定に基づき公益法人の実態及び指導監督基準等の実施状況を明らかにするため、平成9年度から作成しています。平成19年度の同報告の概要は次のとおりです。

1 公益法人の現況（平成18年10月1日現在）

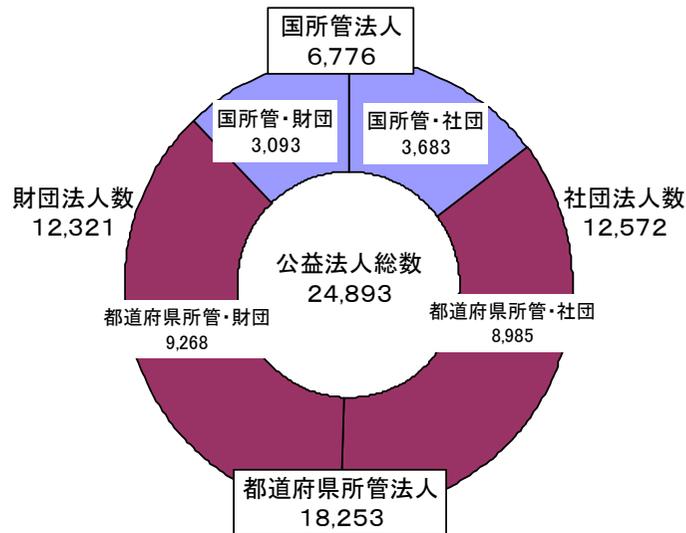
① 総数等

- ・公益法人の総数は、24,893法人（前年比370法人減）
- ・社団法人と財団法人とでほぼ2分
- ・都道府県所管法人が全体の約7割
- ・新設法人数は150法人、解散法人数は525法人

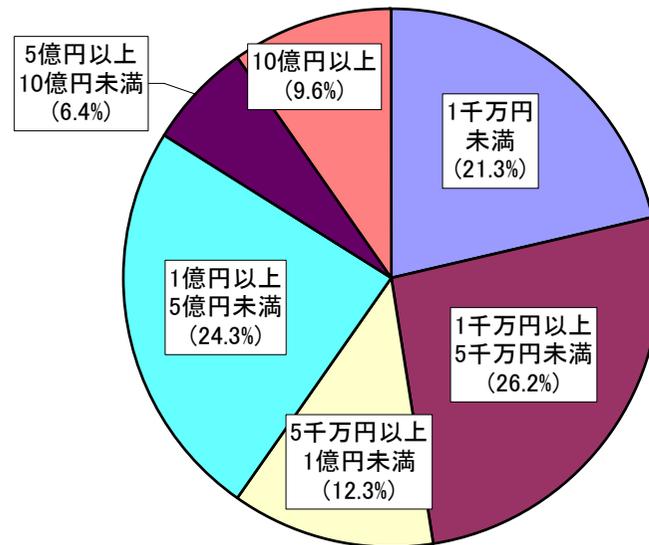
② 年間支出額規模

- ・年間支出額規模は、1千万円以上5千万円未満が26.2%、1億円以上5億円未満が24.3%を占める一方、1千万未満も21.3%を占め、バラツキが大きい。

公益法人の構成



年間支出額規模別割合



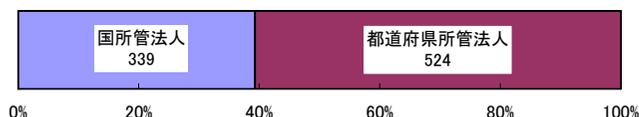
2 主な指導監督基準の適合状況等（平成 18 年 10 月 1 日現在）

① 所管官庁出身理事

指導監督基準では、理事現在数に占める所管官庁出身者の割合を3分の1以下とする旨規定。所管官庁出身理事については、平成18年8月に指導監督基準等を改正し、その定義の見直しを行ったところ。

- ・国所管法人については、平成18年10月1日の調査時点では3分の1を超える法人が339法人存在したものの、平成19年7月1日までに173法人が措置され、166法人に減少。
- ・新基準に適合していない法人においては、平成20年8月までのできる限り早い時期に新基準に適合するよう対応しているところ。

所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数



合計 863 法人 (共管重複分を除く) 達成率 96.5%

今般、各府省等による再就職の斡旋を禁止し、官民人材交流センターに一元化するとともに、現職職員の求職活動規制、退職職員の働きかけ規制等を盛り込んだ国家公務員法等改正法が成立したところ。

② 同一親族・企業関係者理事

指導監督基準では、同一の親族・特定企業関係者が理事現在数に占める割合を3分の1以下、同一業界関係者が理事現在数に占める割合を2分の1以下とする旨規定。

- ・国所管法人については、基準を超える法人数が相対的に少ない傾向。
- ・都道府県所管法人において一層の改善の必要。

同一親族理事数が3分の1を超える法人数



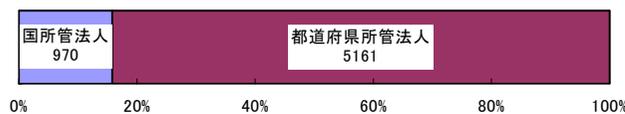
合計 244 法人 (共管重複分を除く) 達成率 99.0%

同一特定企業関係者理事数が3分の1を超える法人数



合計 230 法人 (共管重複分を除く) 達成率 99.1%

同一業界関係者理事数が2分の1を超える法人数



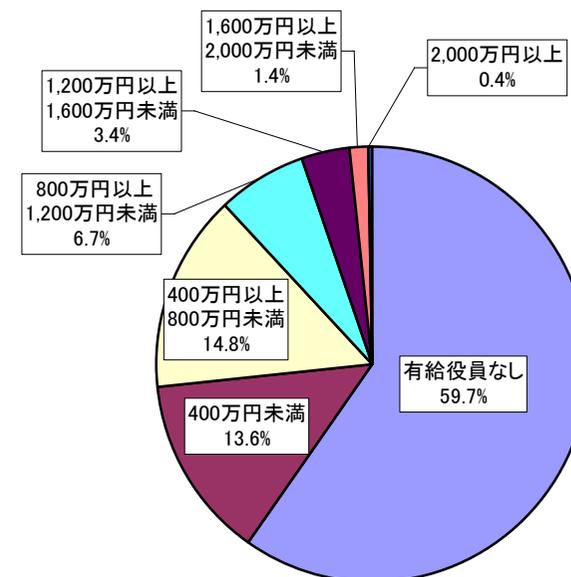
合計 6,121 法人 (共管重複分を除く) 達成率 75.4%

③ 有給常勤役員の間平均年間報酬額

指導監督基準では、役員の間報酬等について法人の資産・収支状況・民間給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする旨規定。

- ・有給役員が存在しない法人が約6割。
- ・次いで、平均年間報酬400万円以上800万円未満の法人が15%程度。

有給常勤役員の間平均年間報酬額規模別割合



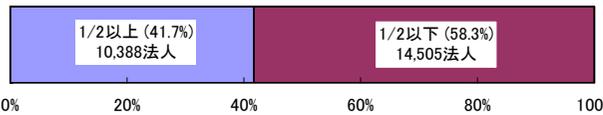
④ 公益事業費割合・管理費割合

指導監督基準では、公益事業の規模を可能な限り総支出額の2分の1以上とする旨規定。

また、管理費の割合を可能な限り総支出額の2分の1以下とする旨規定。

- ・公益事業の規模が総支出額の2分の1以上の法人は約4割。
- ・管理費が総支出額の2分の1以下の法人は約9割。

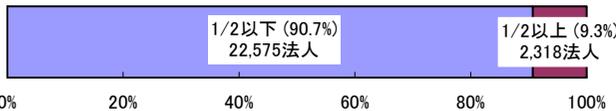
公益法人本来の事業費が総支出額の2分の1以上の割合



2分の1以上の法人数

国所管法人 3,434法人
都道府県所管法人 7,038法人

管理費が総支出額の2分の1以下の割合



2分の1以下の法人数

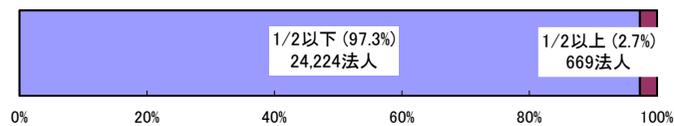
国所管法人 6,508法人
都道府県所管法人 16,196法人

⑤ 指導監督基準上の収益事業費

指導監督基準では、公益法人が収益事業を行う場合には、収益事業の支出規模を可能な限り総支出額の2分の1以下とする旨規定。

- ・全法人の97.3%にあたる24,224法人が、指導監督基準に適合。
- ・適合していない法人については、早急な対応が採られるよう、所管官庁において適切な指導監督を行っていくことが必要。

収益事業費が総支出額の2分の1以下の割合



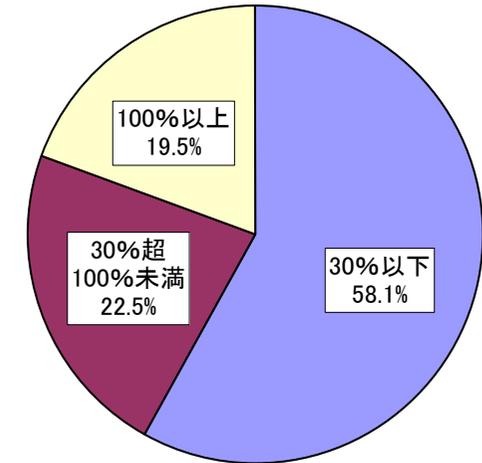
国所管法人 69法人
都道府県所管法人 601法人

⑥ 内部留保

指導監督基準に基づく運用指針では、内部留保は、事業費・管理費等の合計額の30%程度以下であることが望ましい旨規定。

- ・内部留保の水準が30%以下の法人は約6割。

内部留保の水準別の割合



⑦ ホームページの開設と情報公開

「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」の申合せにおいては、業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請する旨規定。

- ・ 国所管法人のホームページ開設率は82.6%、都道府県所管法人のホームページ開設率は49.5%。
- ・ 一方、役員名簿及び財務関係情報等の公開率は低くなっており、特に、都道府県所管法人においては、一層の改善が必要。

ホームページの開設及び項目別掲載状況

所管官庁	HP 開設率	役員 名簿	事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表
国所管	82.6	72.8	65.8	65.8	61.8	63.5
都道府県所管	49.5	23.7	16.5	15.2	12.9	14.1
全体	58.4	37.6	30.5	29.5	26.7	28.0

(注) 各項目の割合は、法人数を分母として計算。

⑧ 外部監査の状況

「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せにおいては、一定規模以上の公益法人^{*}に対して、公認会計士等による監査を受けるよう要請する旨規定。

- ・ 要請の対象となる一定規模以上の法人のうち、外部監査を受けた法人は、国所管法人が73.8%、都道府県所管法人が21.5%。
- ・ 都道府県所管法人においては、一層の改善が必要。

外部監査を受けた法人数

所管官庁	対象法人数	実施法人数	割合(%)
国所管	1,127	832	73.8
都道府県所管	1,725	371	21.5
全体	2,831	1,192	42.1

^{*} 資産額100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人

⑨ 新会計基準の適用状況

「公益法人会計基準の改正について」の申合せにおいては、公益法人の新会計基準は、平成18年4月1日から開始する事業年度からできるだけ速やかに実施する旨規定。

- ・ 約7割の法人において、すでに適用済み又は今後適用予定。
- ・ 都道府県所管法人においては、一層の改善が必要。

新会計基準の適用状況

所管官庁	すでに適用している	平成19年度以降適用予定	未定	適用の予定なし
国所管	49.1	36.0	13.4	1.5
都道府県所管	34.4	28.5	33.1	3.9
合計	38.4	30.5	27.9	3.3

3 立入検査の状況

公益法人に対する立入検査については、「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、少なくとも3年に1回実施することとされたところ。

- 1 立入検査実施法人数（平成18年度）
延べ2,934法人（国所管法人数全体7,242法人の40.5%）
- 2 立入検査の実施結果の概要
平成18年度立入検査実施法人（2,934法人）のうち、改善すべき点のあった法人数は延べ1,260法人（42.9%）。
なお、各府省による主な指摘事項は以下のとおり。

(主な改善指摘事項)
 - ・公益事業の規模が総支出額の2分の1に満たない
 - ・内部留保の水準が高い
 - ・事務処理等に関する規程が整備されていない
 - ・計算書類において必要な注記が記載されていない
 - ・情報公開対応が適切に行われていない

※なお、改善指摘事項については、各府省から法人に対し、適切な指導を実施。
- 3 平成16年度～18年度立入検査実施法人数
延べ7,099法人（国所管法人数全体7,242法人の98.0%）

平成18年度における国所管公益法人に対する立入検査の実施状況

府 省 名	所管公益法人数	平成18年度立入検査実施法人数	平成18年度に改善すべき点のあった法人数	平成16年度～18年度立入検査実施法人数	平成16年度～18年度立入検査実施率（%） （平成16～18年度実施法人数/所管法人数×100）
内 閣 府	88	29	12	88	100.0
警 察 庁	48	47	8	51	100.0
金 融 庁	132	44	40	130	98.5
総 務 省	307	120	51	301	98.0
法 務 省	138	118	9	137	99.3
外 務 省	224	78	6	206	92.0
財 務 省	709	327	127	708	99.9
文 部 科 学 省	1,946	624	308	1,863	95.7
厚 生 労 働 省	1,120	364	165	1,095	97.8
農 林 水 産 省	440	322	203	440	100.0
経 済 産 業 省	822	317	151	820	99.8
国 土 交 通 省	1,153	506	155	1,147	99.5
環 境 省	93	29	17	91	97.8
防 衛 省	22	9	8	22	100.0
合 計	7,242	2,934	1,260	7,099	98.0

※ 各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。
 ※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申合せに基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。
 ※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。
 ※ 平成16年度～18年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも1回以上実施した法人の割合である。なお、各府省の未実施の法人は、新規設立法人、解散法人、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。

4 休眠法人の整理

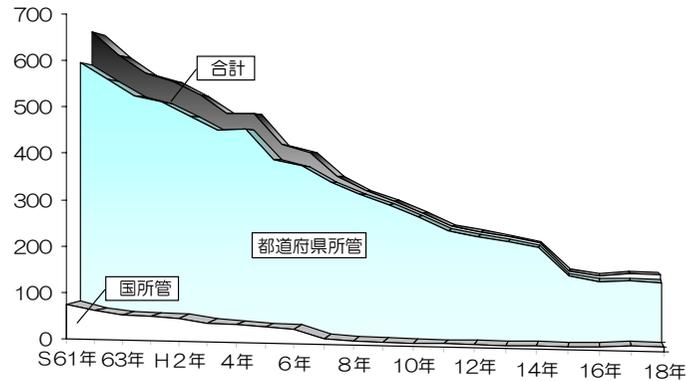
昭和60年に策定された「休眠法人の整理に関する統一的基準」及び「休眠法人の整理に関するモデル要綱」に従い、休眠法人を整理。

国所管法人においては、昭和61年10月1日現在で75法人あったものが、10法人にまで減少。

都道府県においても整理促進に努めるよう積極的に指導しており、昭和61年10月1日現在で602法人あったものが、現在132法人となっているところ。

休眠法人は、以前と比べて減少してきているが、都道府県所管法人を中心に相当数残っており、引き続き各所管官庁において積極的な取組が必要。

休眠法人数の推移

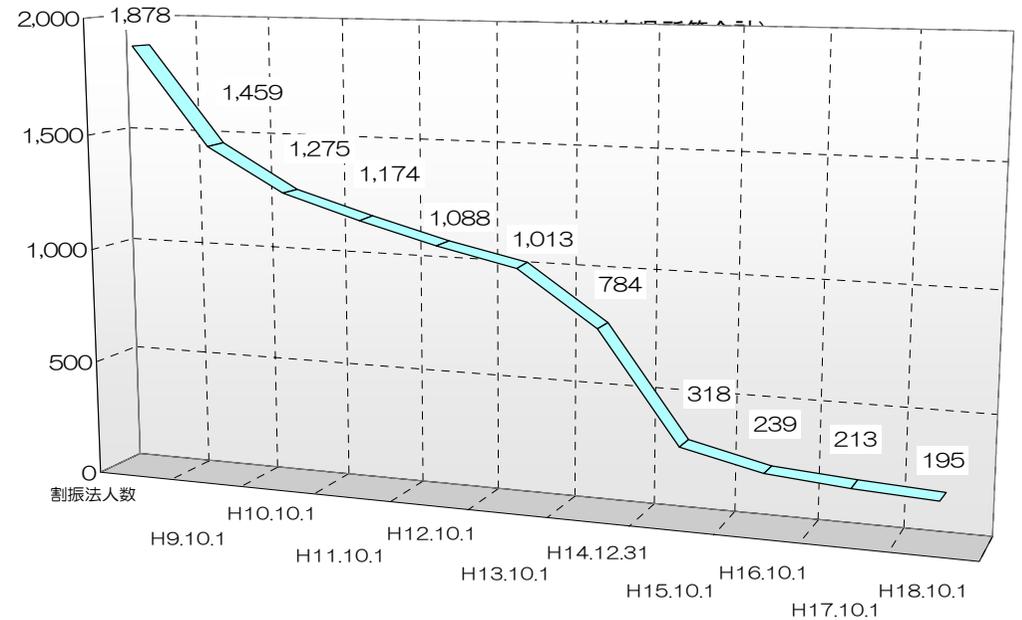


	昭和61年	62年	63年	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
国所管	75	61	54	51	49	40	37	33	31	12	8	7	6	6	7	6	6	6	6	10	10
都道府県所管	602	563	528	513	483	451	453	387	372	337	311	290	265	236	224	214	202	143	133	135	132
合計	677	624	582	564	532	491	490	420	403	349	319	297	271	242	231	220	208	149	139	145	142

5 所管不明法人の処理

平成14年3月の処理促進の通知に沿って、1,683法人(対象法人の89.6%、前年度比0.9ポイント増(国所管法人は468法人、95.7%、都道府県所管法人は1,220法人、87.5%))の処理が終了・確定。

なお、平成18年10月1日現在で195ある未処理法人(国所管法人21法人、都道府県所管法人174法人)について、割り振られた各所管官庁において早急な処理を実施中。



6 公益法人と行政のかかわり等について

① 行政委託型法人等の状況

平成18年10月1日時点における国所管の行政委託型法人等（法令等に基づき事業の委託・推薦等を受けている法人）の数は412法人。

委託等、推薦等の内訳については、以下のとおり。

（単位：法人）

委託等			推薦等			合計
検査等	検査等以外	委託等計	検査等	検査等以外	推薦等計	
78	117	183	264	11	273	412

※それぞれの計及び合計は共管による重複を除いた実数である。

② 公益法人に対する補助金・委託費等

所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況は以下のとおり。

（金額は平成17年度決算ベース）

所管官庁	補助金・委託費等の総額 （億円）	交付法人数 （法人）
国	3,777 (4,444)	930 (944)
都道府県	7,269 (7,278)	5,319 (5,417)

※（ ）内の数字は、平成16年度決算ベースの数字である。

③ 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」の推進状況の概要等

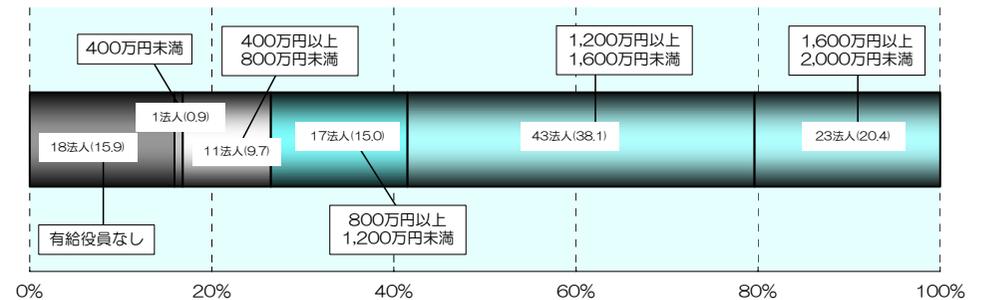
国から補助金等を受けている等の公益法人（対象法人は1,092法人。注1）において、具体的支給水準が明らかになっている報酬・退職金規程の整備状況

- ・報酬規程 1,076法人（98.5%）
- ・退職金規程 1,073法人（98.3%）

国と特に密接な関係を持つ公益法人（対象法人は113法人。注2）の役員報酬の水準については以下のとおり。

なお、平均年間報酬額が2,000万円以上の法人はない。

有給常勤役員の年間報酬額規模別割合（括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）



（注1）国から補助金等を受けている等の公益法人とは、平成17年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

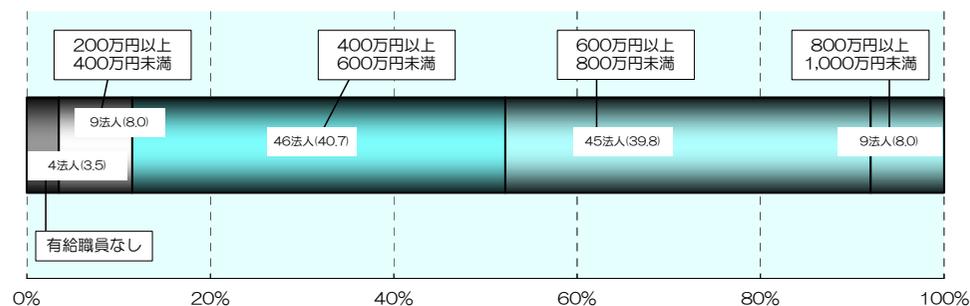
（注2）国と特に密接な関係を持つ公益法人とは、平成17年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等

の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人を指す。

また、骨太の方針 2006 を踏まえ、国と特に密接な関係を持つ公益法人の職員の給与を調査したところ、対象法人（113 法人）のうち、年間平均給与額が 400 万円以上 600 万円未満の法人が 46 法人（40.7%）と最も多く、次いで 600 万円以上 800 万円未満の法人が 45 法人（39.8%）となっている。

なお、平均年間給与額が 1,000 万円以上の法人はない。

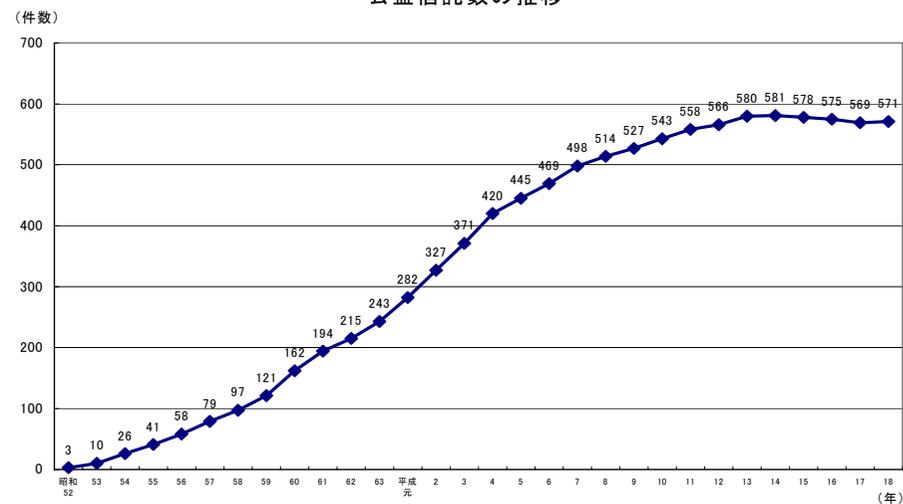
有給常勤職員の年間給与額規模別割合（括弧内の数値は全体に占める割合（%）を示す。）



7 公益信託の現況（平成 18 年 10 月 1 日現在）

- 公益信託件数は 571 で、ほぼ横ばいで推移。
- 信託財産の規模は 1 千万円以上 5 千万円未満が約 4 割。

公益信託数の推移



信託財産規模別割合

